

社会福祉法人津奈木町社会福祉協議会報酬及び費用弁償規程

第1条 この規程は、社会福祉法人津奈木町社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の非常勤役員等（以下「役員」という。）の報酬及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 役員が会議等に出席したときは、別表第一によりその報酬を支給する。ただし、役員が会議に出席したときは、別表第一の費用を弁償する。

2 前項の者が公務のため出張した場合には、役員等旅費規程にかかる旅費日当等を支給する。

第3条 報酬を受ける役員で、同日の職務に複数従事した場合は、重複して支給することはできない。

第4条 役員のうち、次の役職（津奈木町長、助役、及び収入役又は津奈木町役場職員）に従事するものにはこれを、支給しないものとする。ただし、会長が特別に認めた場合はこの限りでない。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行し、平成18年 6月 1日から適用する。

別表 1

区 分	報 酬 の 額	費用弁償
役 員	日 額 4, 8 0 0 円	5 0 0 円